

前橋市における空家等の利活用の促進に関する協定の概要について

1 相手方（敬称略）及び締結日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会

会長 谷田部 栄 一

前橋支部長 手 嶋 正 昭

・締結日 平成27年5月12日

公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部

本部長 植 松 信 雄

・締結日 平成27年5月13日

2 目的

不動産関係団体と市が相互に連携・協力をして、市内の空き家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等の発生の防止と空家等の利活用を推進し、もって本市への定住の促進と地域の振興に資することを目的とします。

3 連携事業

不動産関係団体と市は、相互に連携・協力をして、次に掲げる事業を行います。なお、この協定により実施される連携事業については、所属会員が取り扱うものとします。

- (1) 所有者等に対する空家等の相談に関する事業
- (2) 空家等の売却、賃貸その他空家等の市場への流通の促進に関する事業
- (3) 特定空家等の発生を予防するための啓発事業

4 協定に基づき市が行う業務

- (1) 市は、空家等の所有者等からの依頼に応じ、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を不動産関係団体に提供するものとします。
- (2) 市は、所有者等に対する相談事業の実施について企画するとともに、当該相談事業の実施について、広報まえばし等を通じて市民に周知するものとします。
- (3) 市は、特定空家等の発生を予防するための啓発事業の実施について企画するとともに、市民に周知するものとします。

5 協定に基づき不動産関係団体が行う業務

- (1) 不動産関係団体は、市から提供された空家等に関する情報について、所属会員

に周知するものとします。

- (2) 不動産関係団体は、空家等の所有者等の意向に基づき、所属会員に対し、当該空家等の売買、賃貸その他不動産取引の媒介又は代理に関する協力を求めるものとします。
- (3) 不動産関係団体は、市が実施する相談事業の実施に当たり、所属会員から当該相談事業に協力をする業者を派遣するものとします。

6 その他

- (1) この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならないものとします。
- (2) この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、不動産関係団体及び市が協議のうえ、それぞれの責任において、すみやかに解決を図るものとします。
- (3) この協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、不動産関係団体又は市から書面による別段の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

